

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号 直送済
損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 外1572名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面 (19)

(旧屋内退避区域の原告らの精神的損害について)

平成30年9月5日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同訴訟復代理人弁護士 石 川 陽 菜



目 次

第1	はじめに	4
第2	旧屋内退避区域の住民に係る被侵害利益	5
1	旧屋内退避区域における指示の内容, 対象範囲及び対象期間について	5
2	被侵害利益の内容	5
第3	旧屋内退避区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額を検討する上で基礎となる事情について	6
1	指示に基づく生活の平穏への侵襲の程度 — 強制的な避難指示の対象となった住民との比較 —	6
(1)	避難を強制されたものではないこと	7
(2)	本件原発からの距離が半径20キロメートル圏外又は半径30キロメートル圏外の区域であること	7
(3)	いずれの指定も対象期間は約40日であり, 本件事故発生当初の時期に限られたものであったこと	7
(4)	小括	7
2	屋内退避の政府指示が解除された平成23年4月22日以降における旧屋内退避区域の区域内の状況について	8
(1)	空間放射線量の状況	8
(2)	いわき市の状況	10
(3)	新聞報道による情報提供の状況	11
(4)	健康調査の結果	13
第4	旧屋内退避区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額	14
1	中間指針の考え方	14
(1)	慰謝料額	14
(2)	中間指針の定める「一人月額10万円」の合理性	14
(3)	賠償終期	17

第1 はじめに

被告東京電力は、旧屋内退避区域（本準備書面では、本件原発から半径20～30キロメートルの区域のうち、平成23年4月22日に計画的避難区域及び緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかった区域に限定して「旧屋内退避区域」と呼称する。）の住民について、その指示内容や、本件事故後における同区域内の放射線の作用による客観的な状況や社会的な活動の再開状況等を踏まえて、中間指針等に基づき、避難等に係る慰謝料額として、通常的生活費の増加分を合算しても、1人月額10万円を基礎として、平成23年3月から同年9月までを賠償対象期間として算定される70万円を賠償する旨公表しているものであるところ、本件にあらわれた原告らの事情を踏まえて考慮しても、旧屋内退避区域に生活の本拠を有していた原告らに認められるべき避難慰謝料額は、同額を超えるものではなく、これを超える当該原告らの請求には理由がない。

本準備書面においては、旧屋内退避区域に居住していた原告らの被侵害利益を検討した上で（第2）、その避難等に係る精神的損害の相当な賠償額について、被告東京電力の基本的な主張を改めて整理して主張するものである（第3、第4。なお、原告らの個別事情の検討については、別途個別損害論準備書面で行うこととする。）。

具体的には、同区域の住民の被侵害利益について概括し（第2）、被害の実情を基礎付ける諸事情を検討した上で（第3）、旧屋内退避区域の住民の精神的損害の相当な賠償対象期間及び慰謝料額を検討することとする（第4）。

第2 旧屋内退避区域の住民に係る被侵害利益

1 旧屋内退避区域における指示の内容，対象範囲及び対象期間について

旧屋内退避区域とは，平成23年3月15日に，本件原発の半径20キロメートルから半径30キロメートル圏内について，政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避（外出せず，自宅など屋内に待機すること（乙A22，平成23年3月15日11時政府指示））を指示した区域として指定された区域であり，かつ，同年4月22日に当該屋内退避区域の指定が解除された後に，何らの政府指示の対象とならなかった（計画的避難区域又は緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかった）区域である。具体的には，いわき市内の本件原発から半径20～30キロメートル圏内に位置する一部の区域（久之浜町，大久町，小川町，川前町の一部）がこれに該当し，いわき市内の大部分に当たるその余の区域は，中間指針追補において定められた「自主的避難等対象区域」に当たる。

2 被侵害利益の内容

旧屋内退避区域の住民については，政府による屋内退避の指示の対象とされたものであり，いずれも避難を強制されたものではないが，本件事故後の状況の下で，上記の指示の対象となったことに基づき，本件事故時の住所地において少なくとも通常どおり滞在することには危険が伴うと考えて，滞在による放射線被ばくの恐怖や不安から，各人の判断に基づき任意に避難を選択することも平均的・一般的な人を基準としてやむを得ないと考えられる状況はあったものと考えられる。

したがって，政府による屋内退避の指示の対象となった住民が，本件事故後の当該状況の下で任意に避難し，その結果として，平穏な日常生活を送ることを妨げられ，避難生活における精神的苦痛を被ったことについては，賠償すべ

き精神的損害に当たると解し得る。

しかしながら、他方で、後述するとおり、政府による屋内退避の指示については、住民に対する避難を強制したのではなく、また、その指示は平成23年4月22日に解除されており、その対象期間は約40日間と短期間にとどまっていること、実際にも多数の住民が避難せずに滞在を継続したことなど、住民の意思にかかわらず避難を長期間にわたって強制された避難指示区域内の住民らとは大きく異なる事情が認められる。

このため、被告東京電力においては、このような旧屋内退避区域の住民が本件事故後に置かれていた状況に基づき、中間指針等を踏まえて、旧屋内退避区域の住民に対して、本件事故発生後から平成23年9月末までの期間を対象として1人月額10万円を基礎額として、1人当たり合計70万円の慰謝料額を賠償する旨を公表しているものであるところ、以下では、旧屋内退避区域の被害の実情も踏まえて、旧屋内退避区域の住民である原告らに認められるべき相当な慰謝料額は、同額を超えるものでないことを明らかにすることとする。

第3 旧屋内退避区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額を検討する上で基礎となる事情について

1 指示に基づく生活の平穏への侵襲の程度 — 強制的な避難指示の対象となった住民との比較 —

旧屋内退避区域の住民の精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額について検討する上では、当該住民らに対して、政府による屋内退避指示によって、住民らが平穏な生活を送ることに対するいかなる侵害や侵襲があったかを検討の出発点とすることが相当であるところ、上記のとおり、被侵害利益の把握を前提としても、旧屋内退避区域の住民らに対する生活の平穏への侵襲の程度については以下の諸点を指摘でき、政府指示に基づいて長期間にわたって避難を強制

された区域の住民とは相違点があることに留意する必要がある。

(1) 避難を強制されたものではないこと

旧屋内退避区域においては、政府指示により、住民において外出せず、自宅など屋内に待機すること（屋内退避）が指示されたものであり、避難することは強制されていない。

この結果、旧屋内退避区域では、本件事故発生当初の時期においても、相当数の住民が当該区域から避難をせずに、滞在していたという実情にある。

(2) 本件原発からの距離が半径20キロメートル圏外又は半径30キロメートル圏外の区域であること

旧屋内退避区域は、本件原発からの距離が半径20～30キロメートル圏内に位置するいわき市内北部の一部区域であり、強制的な避難の対象となった本件原発から半径20キロメートル圏内の警戒区域と比較して、本件原発からの距離が離れており、また、その余の大部分のいわき市内の地区は、避難指示の対象ではなく、自主的避難等対象区域に当たる。

(3) いずれの指定も対象期間は約40日であり、本件事故発生当初の時期に限られたものであったこと

旧屋内退避区域においては平成23年4月22日に屋内退避指示が解除され、その後政府指示の対象とされていない。

このように、指定の対象となった期間は本件事故発生後約40日間であり、本件事故発生当初の時期という短期間の時期に限られており、その後は政府による指示等の対象となっていないものである。

(4) 小括

このように、旧屋内退避区域の住民については、①避難が強制されたものでないこと、②したがって、生活の本拠に居住し続けることは自由であり、実際にも避難せず居住し続けた者が多数いること、③本件原発からの距離が警戒区域の住民に比してより離れていること、④指示又は要請の期間が本件事故発生当初の時期という短期間に限られており、長期に及んだものではないこと等において、強制的な避難指示の対象となった区域の住民とは、その行動や日常生活に対する制約の程度に歴然とした相違があり、また、空間放射線量の値も低く、放射性物質の飛散や被ばくを懸念する心理の程度に直接影響を及ぼす本件原発との距離という点でも異なっており、総じて本件事故後に置かれた状況に本質的な相違がある。

むしろ、旧屋内退避区域では避難が強制されておらず、多くの住民が本件事故後も同区域内での生活を継続していたという実情にかんがみれば、その被害の実質は、本件事故後に強制的な避難指示の対象者が置かれていた状況に類似するというよりは、自主的避難等対象者が置かれた状況により近いものであったと評価し得るのである。

そこで、次項の2以下においては、このような政府による屋内退避指示の性質を踏まえつつ、本件事故後における旧屋内退避区域の客観的な状況を具体的な事実に基づいて整理する。

2 屋内退避の政府指示が解除された平成23年4月22日以降における旧屋内退避区域の区域内の状況について

(1) 空間放射線量の状況

本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に位置するいわき市内の区域（久之浜町，大久町，小川町，川前町の一部）が旧屋内退避区域に該当する。

いわき市内の旧屋内退避区域に所在する「いわき市末続集会所」（本件原

発より約27キロメートル)の平成23年6月1日時点の空間放射線量は0.53マイクロシーベルト/時、30キロメートル以遠ではあるが近傍の「JR久ノ浜駅」(本件原発より約31キロメートル)の同日時点の空間放射線量は0.51マイクロシーベルト/時となっている(乙A123の1の3枚目)。

また、平成23年10月1日時点では、「いわき市末続集会所」では0.37マイクロシーベルト/時、「JR久ノ浜駅」では0.33マイクロシーベルト/時と低減している(乙A123の1の7枚目)。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、いわき市(旧屋内退避区域)の測定データは次のとおりである(乙A123の2~6、いずれも17時のデータを採用している)。

単位：μ Gy/h ≒ μ Sv/h (マイクログレイ/時間 ≒ マイクロシーベルト/時間¹)

地点(本件原発からの距離)	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日
いわき市末続集会所 (27km)	0.27	0.22	0.14	0.13	0.11
志田名集会所 (29km)	0.32	0.26	0.16	0.14	0.12
旧戸渡分校 (26km)	0.82	0.59	0.31	0.29	0.24
いわき市海竜の里センター (29km)	0.25	0.13	0.11	0.10	0.09

以上のとおり、旧屋内退避区域の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト(3.8マイクロシーベルト/時に相当)の水準を大きく下回っており、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

1 吸収線量(Gy)と実効線量(Sv)の関係については、乙A151の37頁(「グレイからシーベルトへの換算」)参照。空間線量率は、その場に人がいたらどのくらいγ(ガンマ)線による被ばくを受けるかを測った値であり(同49頁)、γ線の放射線加重係数は1であるため、全身に均等に1ミリグレイを浴びた場合には、均等に1ミリシーベルトを受けたことを意味する(同39頁)。

(2) いわき市の状況

前述のとおり、いわき市は、その一部（久之浜町、大久町、小川町、川前町の一部）が旧屋内退避区域にあたるが、いわき市内の大部分を占めるその余の区域は本件原発から半径30キロメートル圏外に位置し、政府指示の対象とはされていない、自主的避難等対象区域に該当する。

本件事故後におけるいわき市の状況については被告東京電力準備書面（13）及び被告東京電力準備書面（14）等で述べたとおりであり、いわき市においては、本件事故以降も95パーセントを優に超える大多数の18歳未満の住民が引き続き生活を送っており、また、避難者数も大幅に減少しており避難を実施した者のうち相当数が既に帰還している。むしろ、いわき市には、他の市町村からの多数の避難者が流入しており、平成24年10月19日時点におけるこれらの流入した避難者数は2万3787人（応急仮設住宅7069人、借上住宅等1万6718人）に上っている。さらに本件地震によって生じたインフラ被害についても、平成23年4月中には回復し、本件事故から約1か月後の平成23年4月6日にはいわき市内の小・中学校において入学式・始業式が、同月7日に市立幼稚園の入園式が通常どおり行われている。また、平成23年6月以降も、各種のイベントを含む社会活動や通常の経済活動が行われている実情にある。

新聞報道においても活動の再開状況等を確認することができ、例えば、

ア いわき市においては震災直後に大部分の医療機関が休診していたのに対し、3月31日の段階では全体の約7割にあたる191の病院や診療所が診療を再開しており、同日に外来を再開したいわき市四倉町の四倉病院では、外来が通常1日30人程度であるのに対し、その日は午前中だけで50人を超えた（乙A141・1枚目）。

イ 4月12日に新橋駅前ではいわき市の農作物にかかるPRイベントが行わ

れ、官房長官が出席して風評被害の払拭を呼びかけたほか、いわき市副市長が「市内の屋内退避指示が解除されることになり、いわきは名実ともに安全な街となった」と述べた（同2枚目）。

ウ 4月22日には、旧屋内退避区域の水田1か所、畑地33か所において土壌を調査した結果が公表されたところ、水田作付けの目安である放射性セシウム濃度の上限値（5000ベクレル/kg）を大幅に下回る結果であった（同3枚目）。

エ 5月1日には、早期再開を望む要望が相次いだため、屋内退避区域の指定により自粛の続いていた「大久日曜市」が再開された（同4枚目）。

（3）新聞報道による情報提供の状況

本件事故発生直後から平成23年4月22日頃までにかけて、本件事故の状況や福島県内の空間放射線量の状況は日々報道されており、空間放射線量が時間の経過に伴い低減していることや放射線被ばくと健康影響に関する科学的な知見についても繰り返し報じられ、冷静な対応が呼びかけられている（被告東京電力準備書面（20）11頁以下、乙A107）。

そして、旧屋内退避区域の指定が解除された平成23年4月22日頃以降においても、以下のとおり、引き続き放射線に関する情報提供が継続されている（乙A142）。

ア 5月18日には、環境省が福島県沿岸部と中央部にある114か所の仮置き場に集められた震災がれきを調査した結果、高い汚染レベルは確認されず、周辺住民への健康影響もないと考えられることを発表したことが報じられている（同1枚目）。

イ 7月14日には、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーを務める長崎大学の山下俊一教授が「自主避難は経済的問題も含めさまざまなリスクがある。覚悟が要る。避難には慎重になってほしい」として、引き続き冷

静な対応を呼びかけていることが報じられている（同2枚目）。

ウ また、同日には、本件事故後に食品の暫定基準値を超える肉用牛6頭分が流通し消費された事案について、そのような肉を数回程度食べても健康に影響はないこと、基準値はその数値の放射性物質を含む食品を一年間毎日、平均的な量を食べ続けても影響が出ないとする目安であることなどが報じられている（同3枚目）。

エ 8月11日には、「放射性物質 最新情報を紹介」との見出しで複数の専門家による解説が報じられており、チェルノブイリ原発事故では周辺地域で甲状腺がん以外のがん発症の増加や胎児への影響が科学的に証明されていないこと、白血病の増加も認められていないこと（以上につき、高村昇教授）、放射線は原発事故とは無関係に身の回りに存在しており世界平均で2.4ミリシーベルトの放射線を受けること、100ミリシーベルト未満では統計的にがんの発症リスクは確認できず、あるとしてもあまりにも小さいリスクであること、他方で、放射線防護の立場からは安全性を考慮して100ミリシーベルト以下でもがんのリスクがあると仮定して防護策を講じる考えを取っていること、このリスクを仮定した上で20ミリシーベルトのリスクを推定するとがん死亡のリスクは1.01倍になるが、これは生活習慣などの違いで生じる各都道府県間のがん死亡の差異よりも小さいこと（以上につき、神谷研二教授）、100ミリシーベルトでがん発症のリスクは1.06倍といわれており、肝炎ウイルス、アスベスト、喫煙、ピロリ菌など他のがん発症要因でのリスクが5倍又は10倍とされているのに比べても低いこと（以上につき、国立がん研究センターの祖父江友孝氏）などの知見が紹介されている。併せて、「子どもが下痢や鼻血 低線量で影響、ありえない」、「避難を、どう考えるべきか 効果、不利益 総合的判断を」として講演後の質疑応答の内容も紹介されている（同4枚目）。

オ 8月23日には、「安全、危険 見極めよう」との見出しで、放射線の健康影響に関する松本義久准教授の解説記事が掲載されており、20ミリシーベルト程度の線量では発がんリスクがあっても極めて小さいことなどが紹介されている（同5枚目）。

カ 9月13日には、同月11日及び12日に福島市で世界14カ国・2国際機関の放射線医学や放射線防護学の専門家による国際会議が開かれ、県民の放射線被ばくの健康リスクは低いとの見解が相次いだこと、他方で県民に不安が広がっている現状を踏まえて「科学者や医療関係者は、放射線の影響を住民に説明するのに最大限努力する必要がある。リスクの評価や、政策決定では透明性が不可欠」とする提言をまとめたことなどが報じられている（同6枚目）。

キ また、同日には、県民健康管理調査を先行的に受けた浪江、飯舘、川俣など11市町村の住民3373人について全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったことが報じられている（同7枚目）。

ク 9月18日には、胎児への影響を心配する必要がない旨の大野和子教授の解説、食品の暫定基準値の厳格化が検討されていることや暫定基準値に関する甲斐倫明教授の解説などが紹介されている（同8～9枚目）。

（4）健康調査の結果

ア ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果

福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

いわき市（全区域）については、平成28年7月までの累計で4万5828人（男性2万2442人、女性2万3386人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出てい

る（乙A143）。

イ 県民健康調査による外部被ばく線量推計結果

同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったいわき市民（区域は不明）7万2183人について、1ミリシーベルト未満が7万1579人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が578人となっており、99.9パーセント超の対象者が2ミリシーベルト未満である。

疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙A48）。

第4 旧屋内退避区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額

1 中間指針の考え方

（1）慰謝料額

中間指針は、旧屋内退避区域の住民の精神的損害として1人月額10万円（旧屋内退避区域に滞在して屋内退避をした者については10万円）とする指針を示している（乙C2・17～19頁）。

（2）中間指針の定める「一人月額10万円」の合理性

以下のような事情を踏まえても、中間指針による「避難等に係る慰謝料」の損害額である「一人月額10万円」については、裁判上の損害額としても十分に合理性・相当性が認められる賠償水準となっている。

ア 「合理的に算定した一定額の賠償」として定められていること

中間指針は、その総論部分において「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」としているところ（乙C2の5頁）、中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみである。

したがって、中間指針等に定める精神的損害に関する賠償額の指針は、上記総論部分にいう「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであると解される。

イ 負傷を伴う精神的損害ではない避難等に係る慰謝料について、負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考としていること

本件審査会においては、対象となる精神的苦痛は身体的な負傷を伴うものではないが、自賠責保険における慰謝料額をも参考にした上で、損害額の指針を定めている。

ウ 過去の裁判例も参考にして基準を定めていること

本件審査会における検討の参考に供されている過去の裁判例をまとめた資料（乙C22）によれば、例えば、身体的損害がない場合における擁壁の崩落や地滑り事故による家屋の損壊に起因する避難事案においては、避難期間が約8年の擁壁崩落事案（乙C22の「身体的損害なし」の3番）においては慰謝料額として300万円が認容されており、また、同じく避

難期間が約7年7か月の地滑り事故事案（乙C22の「身体的損害なし」の4番）では、財物喪失による慰謝料として50万円、仮設プレハブ住宅に居住していた者には150万円の慰謝料が認容されている事例が紹介されている。

このような過去の裁判例の賠償水準に照らしても、1人月額10万円の賠償額は合理性を有するものと認められる。

エ 時間の経過に伴う賠償額の逡減がなされていないこと

身体的負傷を伴う交通事故の損害賠償では、時間の経過とともに精神的損害の賠償額が逡減することが一般である。

本件事故の避難者においても、身体的負傷は伴わないものの、本件事故直後の混乱期に比して、その後時間の経過とともに、仮設住宅や借上げ住宅等への入居が進むなどして避難生活の過酷さが緩和されることが考えられることから、中間指針も、第2期（本件事故発生後6か月経過後から12か月経過後までの間）については、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期（本件事故発生から6か月間）に比して緩和されると考えられることを考慮し、交通事故損害賠償における期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考として、1人月額5万円を目安とするとの指針を示している（乙C2の22頁）。

これに対して、被告東京電力は、後述するとおり、旧屋内退避区域の居住者に対して、平成23年9月末までの期間について、本件事故直後の避難慰謝料と同額である1人月額10万円の賠償額を、時間の経過に伴って逡減させることなく、継続して賠償している。

オ 避難等に係る慰謝料額は、生活費の増加費用と合算されている点を除け

ば、財産的損害を含めた包括慰謝料ではなく、避難費用、就労不能損害、営業損害等について別途賠償されるものであること

避難等対象者については、避難等に係る慰謝料（これには、生活費の増加費用が合算されている。）のほかに、避難費用、就労不能損害、営業損害等の賠償がなされており（乙A36、乙A144、乙A145、乙A146、乙A147）、これらの財産的損害については、精神的損害とは別途に賠償がなされるものである。

カ 一人当たりの賠償額であること

この賠償額は一人当たりの金額であり、年齢による差異も設けられておらず、例えば、4人家族であれば、世帯単位では毎月40万円の精神的損害が賠償終期まで支払われるものとなっている。

キ まとめ

以上の諸事情を踏まえれば、避難等に係る慰謝料の基礎額となる一人月額10万円の損害額については、長期の避難に係る精神的苦痛を包括的に慰謝する慰謝料額として合理性・相当性を有する。

(3) 賠償終期

中間指針は、「避難費用」に関する指針において、旧屋内退避区域に関して、「同日（引用者注：指定解除日である平成23年4月22日）から相当期間経過後は、賠償の対象とならない。この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間を考慮し、平成23年7月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成23年8月末までを目安とする」として

いる（乙C2・14頁）。

2 被告東京電力の賠償の考え方

被告東京電力は、旧屋内退避区域の住民に関し、上記中間指針も踏まえつつ、その賠償対象期間を拡大して、年齢を問わず、平成23年3月から同年9月までの7か月間について、1人月額10万円（ただし、避難所等での避難がある月については月額12万円）、合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行う旨公表している（乙A148）。

3 賠償対象期間の検討

前記第3で述べたような諸事情を踏まえて、旧屋内退避区域の住民の精神的損害の賠償対象期間について検討するに、

ア 政府による屋内退避の指示に基づく任意の避難要請内容については、外出を控えるなどの屋内での退避を求めるものであり、住民が避難を強制されたという状況にはなく、実際に相当数の住民が滞在・生活を継続していること

イ かかる指示は、いずれも平成23年4月22日に解除され、その指示期間は本件事故後発生当初の時期である約40日という短期間に限られており、その後、旧屋内退避区域は、避難等の指示の対象となっていないこと

ウ 平成23年4月22日以降、旧屋内退避区域では学校やインフラの復旧がなされており、社会的活動も再開され、そこでの生活状況も落ち着きを取り戻していること

エ 平成23年4月22日以降においても、旧屋内退避区域を含む強制的な避難指示の対象となっていない区域に滞在して生活することについての健康影響に関する情報提供が継続的になされており、避難していたとしても旧屋内退避区域に帰還することに支障はないこと（本件事故直後から同日頃までの情報提供の内容については被告東京電力準備書面（20）を参照）

からすれば、旧屋内退避区域の住民に関する平穩生活権侵害の程度は、他の避難指示等対象区域とは大きく異なり、平成23年4月22日以後速やかに本件事故前の状態と大きく変わらない状態にまで回復したものと考えられる。

また、

オ 旧屋内退避区域から避難した者においても、その後の状況を踏まえて帰還するために必要な準備期間も一定期間を要すると考えられることなどの事情が認められ、これらを考慮すれば、旧屋内退避区域の住民に対して本件事故の影響による生活の平穩に対する相当程度の侵害状態が継続していたものとして本件事故による精神的損害を基礎付けると解される期間(賠償対象期間)としては、中間指針も示しているとおおり、平成23年7月末又は児童・生徒等がいる場合には同年8月末までと解することが十分に合理的であること

カ 旧屋内退避区域に近接し、当該区域よりも本件原発からの距離が短く、また、当該区域における指示等が解除された平成23年4月22日以降も政府指示が継続されていた本件原発から半径20～30キロメートル圏内の緊急時避難準備区域についても、原子炉施設の安全性及び空間放射線量率等の観点から原子力災害対策本部によって安全性が確認され、その後、同区域内において復興計画が策定されインフラ復旧の目処が立ったことから、緊急時避難準備区域の指定が解除されるに至った同年9月末を超えて、旧屋内退避区域の住民の法的に保護された利益の侵害状態が継続していると評価することはできないこと

からすれば、旧屋内退避区域の住民に対する精神的損害の賠償対象期間は、被告東京電力が公表しているとおおり、遅くとも平成23年9月末を超えるものではない。

4 慰謝料額の検討

(1) 1人当たり70万円を超えるものではないこと

前記のとおり、旧屋内退避区域の住民については、本件事故による日常生活に対する侵襲の程度やその指示期間の長さ等において、強制的に避難を余儀なくされた住民とは相違があり、当該指示による日常生活への侵襲の程度は政府指示によって強制的な避難を余儀なくされた避難者と比して大きなものであるとはいえない。また、これらの指示はいずれも平成23年4月22日には解除されており、その指示等の対象期間は避難指示区域に比しても短期間に止まるものであった。

そのような中で、被告東京電力においては、中間指針等に基づき、旧屋内退避区域の住民に対しても、強制的に避難指示の対象となった住民と同額の1人月額10万円という慰謝料の基礎額に基づいて、指示等の解除後においてもこれを減額することなく、平成23年9月末まで継続して一律に賠償するとしているものであり（1人当たり70万円、4人家族であれば280万円の慰謝料額となる。）、前述のとおりの本件事故後の旧屋内退避区域の客観的な状況や社会的活動の状況を合わせて考慮しても、かかる慰謝料額は、旧屋内退避区域の住民であった原告らの本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛を十分慰謝するに足りるものである。

そして、避難等対象者に対する中間指針等の定める避難に係る慰謝料は、指針が、裁判外で「自主的な紛争解決」の機能を果たすことが求められることの帰結として、自ずから多数の被害者が満足し得る賠償水準として設定されざるを得ず、少なくとも平均的・中間的な精神的苦痛を下回らない水準を念頭に定められる傾向があるものと推認されるのであって、本件事故により避難等対象者に広く通常生じ得る被害状況に基づく精神的苦痛を類型的・包括的に考慮し、①平穏な日常生活の喪失、②自宅に帰れない苦痛、③避難生活の不便さ、④先の見通しがつかない不安などを広く対象として定められたものであり（乙A149）、「最低限の賠償額」を示したものなどではなく、本来であれば個々人の事情によって賠償額には差異が生じうるところ、広く

一般に生じると考えられる要素を評価して、多数の被害者の精神的苦痛を慰謝し得る水準として慰謝料額の指針が示されているものと考えられるのである。

したがって、前述のと通りの旧屋内退避区域の住民が置かれていた状況やその後の活動に対する制約の程度、社会的活動の状況や中間指針等の上記性格を踏まえて検討しても、旧屋内退避区域の住民である原告らに認められるべき相当な慰謝料額は、1人当たり70万円を超えるものではないというべきである。

(2) 参考となる裁判例

前述のとおり、旧屋内退避区域はいわき市のうち本件原発から半径20～30キロメートル圏内の地域であり、具体的には久之浜町、大久町、小川町、川前町の一部がこれにあたるが、いわき市の大部分に当たるその余の区域は本件原発から半径30キロメートル圏外の自主的避難等対象区域である。約40日にわたる屋内退避指示の有無という点で両者は異なるものの、旧屋内退避区域についても、指示が解除された平成23年4月22日以降は他のいわき市内（自主的避難等対象区域）と同様に政府による指示等の対象とはなっていない。

この点、自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例としては、本件事故当時福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた原告が本件事故により平成23年3月12日に横浜市に自主的避難をし、同年4月15日にいわき市に帰宅した事案（避難期間35日）において、原告が被告東京電力に対して精神的損害として136万円の賠償を求めたのに対して、中間指針追補に基づく精神的損害（自主的避難等対象者に対する賠償額8万円のうちの半額である4万円を精神的損害の賠償金に相当するものと認定。支払済み。）を超える慰謝料を認めることはできないとして、請求を

棄却した裁判例（福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決（乙C57の1）、仙台高裁平成27年1月21日判決（乙C57の2、確定））が確定しており、かかる事案と旧屋内退避区域の住民とでは、屋内退避指示の有無という点での相違があるものの、①その指示内容が強制的な避難を求めるものではなく、あくまで旧屋内退避区域からの避難は任意であること、②指示の期間も40日間であり、長期間にわたって指示が継続したものでもないこと（上記裁判例では原告による35日間の自主的避難が前提となっている。）、③上記裁判例では、旧屋内退避区域と同じいわき市の住民の精神的苦痛にかかる慰謝料額が問題となっていることなどに鑑みると、上記裁判例は旧屋内退避区域の住民にかかる精神的損害の慰謝料額を検討するにあたっても参考となるものであり、上記①ないし③の点及び上記裁判例における4万円という慰謝料額の水準との均衡を考慮しても、同じいわき市内の旧屋内退避区域の住民に係る慰謝料額を1人70万円とする被告東京電力の賠償水準は、いわき市内でも屋内退避区域に指定されたという事情を最大限考慮した上で提示されているものと評価でき、旧屋内退避区域の住民に対する慰謝料額が1人当たり70万円を超えるものではないとの被告東京電力の主張の合理性を基礎付けるものである。

第5 結語

以上のとおりであり、旧屋内退避区域の指示の内容や同区域内の本件事故後の実情等を踏まえれば、旧屋内退避区域の住民である原告らの精神的損害の賠償については、1人当たり70万円を超えるものではなく、これを超える原告らの請求には理由がない。

以上